

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4-717	包装用容器(アンプル型)

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F4-58	—	包装用アンプル
F4-50	—	包装用容器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
包装用アンプル		

定義

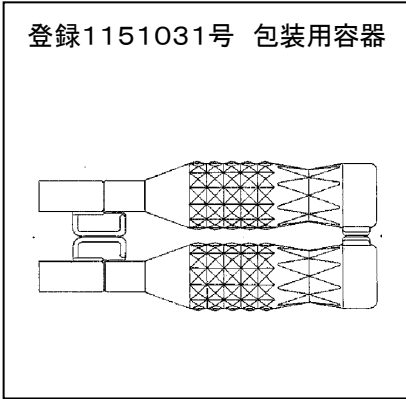
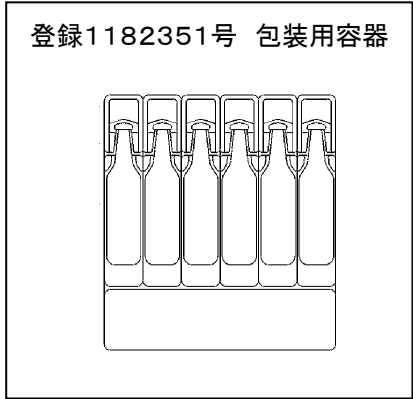
1. アンプルとは、医療用薬液などの液体を封入する透明なガラス製の容器で、通常、口部が溶着され封じられるものをいいますが、ここには、その形態と類する包装用容器も含めて付与します。
 なお、一つのアンプル型の容器が連続してつながっているものも含めます。

2. アンプル型の特徴

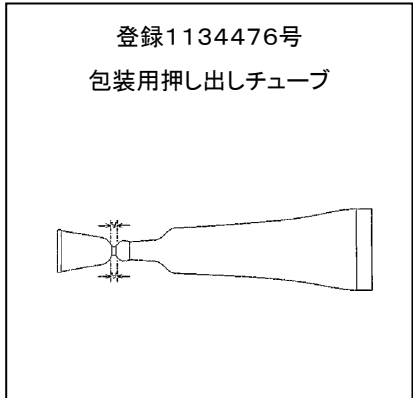
- ①密封されているもの
- ②円ないしは楕円の筒状の胴部を有するもの
- ③胴部よりくびれて、分離される首部を有するもの
- ④一定の形態を保つ剛性に富むもの

3. この分類に含まれるものの例





4. この分類に含まれないものの例



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

1. J7-100医療用品等との関係

- ①「医療用品」と取り扱われる中には、医療設備において手術、診断、治療、機能回復のために直接患者に使用される医療機器、医薬品及び設備品の一部として利用される容器が含まれます。一方、「包装用容器」には、医療現場で使用されることがあっても、単に内容物である薬液等を一時的に保護するための、反復使用をしない使い捨てられる容器が含まれます。
- ②出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。
 なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用容器」となっていたとしても、願書の記載によって医療用品として使用される旨又は願書添付の図面の「使用の状態を示す参考図」によって医療用品として使用されることが明らかに特定できるものについては、J7-100が付与されます。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	
包装用アンプル	包装用容器